

令和7年度に向けて準備はできていますか？ 介護職員等処遇改善加算取得のための 専門家による個別支援のご案内

令和6年5月まで

処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等加算
I	I	あり
		なし
	II	あり
		なし
	なし	あり
		なし
II	I	あり
		なし
	II	あり
		なし
	なし	あり
		なし
III	I	あり
		なし
	II	あり
		なし
	なし	あり
		なし
取得なし		

新加算 I ~ IV が創設され一本化

※経過措置区分(V)は令和6年度末まで

◎要件を再編・統合 & 加算率が引き上げられました！

令和6年度の経過措置として、新加算V(1)~V(14)を設け、必ず加算率が上がる仕組みになっています。

◎猶予要件の適用は令和6年度末まで！

まずはご自身の事業所がどの区分に該当するのかわを確認し、「職場環境要件の見直し」「月額賃金の改善」など、減算とならないために必要な取り組みを始めましょう！

◎ランクアップが目指しやすくなりました！

配分ルールが柔軟になり、要件がシンプル化されました。賃金バランスの問題や、手続きが面倒だからとランクアップをあきらめていた事業所様も、ぜひ一度検討してみませんか？

令和6年6月から

介護職員等処遇改善加算 (新加算)

新加算 I	—
新加算 I	新加算 V (1)
新加算 II	—
新加算 II	新加算 V (3)
新加算 III	—
新加算 III	新加算 V (8)
新加算 I	新加算 V (2)
新加算 I	新加算 V (5)
新加算 II	新加算 V (4)
新加算 II	新加算 V (6)
新加算 IV	—
新加算 IV	新加算 V (11)
新加算 I	新加算 V (7)
新加算 I	新加算 V (10)
新加算 II	新加算 V (9)
新加算 II	新加算 V (12)
新加算 IV	新加算 V (13)
新加算 IV	新加算 V (14)
取得なし	

新規取得、ランクアップなどを目指す事業所様を、(公財)介護労働安定センター滋賀支部が、専門家と一緒に支援します！

ぜひ、この機会にお申し込みください。

■■支援後は加算取得の申請をお願いします■■



募集事業所数	相談回数・時間	相談期間	費用
30事業所 【注】申込み多数の場合は、新規取得、下位区分の事業所を優先します。	原則2回 2時間/回	令和6年8月1日~ 令和7年1月31日	無料



【お問合せ】

公益財団法人 介護労働安定センター 滋賀支部

〒520-0043 大津市中央三丁目1-8 大津第一生命ビル10階

TEL 077-527-2029 FAX 077-527-2039



FAX
077-527-2039



受付日

年 月 日

公益財団法人 介護労働安定センター 滋賀支部 宛

令和6年度 滋賀県委託事業 個別相談申込書【介護サービス事業所】

法人名																	TEL				
事業所名																	FAX				
ご担当者様 (役職)	()																サービス形態	特養 訪問 その他()			
現在の加算区分 (該当に○)	I	II	III	IV	V														なし		
					1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			
E-mail																					
住所	〒																				
相談内容 (できるだけ 詳細に)																					

ご記入いただいた個人情報等に関しましては、当センターのプライバシーポリシーに基づき厳重に管理し、上記の目的以外には使用いたしません

⚠ 規定により、下記の**加算算定非対象サービス事業所**および**新加算Ⅰ**に該当する事業所は、**支援対象外**となります。ご了承ください。
 ●介護職員が従事しないサービス：(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリ、
 (介護予防)福祉用具貸与・販売、(介護予防)居宅療養管理指導、
 居宅介護支援、介護予防支援

お申込みから支援までの流れ

対象事業所数に制限があるため、すべての事業所さまのご要望にお応えすることができません。ご了承ください。

- ①センターへ個別相談の申込書をFAXする
- ②支援決定の可否をご連絡(7月末頃の予定)
- ③事業所のご担当者様と、支援日時調整
- ④講師が訪問またはオンラインで支援を実施(8/1～)



支援後は、加算取得の申請をお願いします

支部記入欄

担当講師	相談実施日												備考
	1回目	年	月	日	2回目	年	月	日					
	:	~	:		:	~	:						